

鶴岡市余裕期間設定工事試行実施要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

鶴岡市長 皆 川 治

鶴岡市余裕期間設定工事試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鶴岡市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資機材の調達、労働力確保等に資する余裕期間を定める工事（以下「余裕期間設定工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事開始期限日の前日までの期間をいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事開始日から工期の末日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）の期間をいう。
- (3) 工事開始期限日 発注者が定める工事開始の期限となる日をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事は、設計金額が130万円を超え、かつ、余裕期間を定めることにより全体事業計画に影響が生じない工事のうちから選定して試行する。

(工事費の積算)

第4条 工事費の積算は、余裕期間を設定しない場合の工期を基準とした積算方法により行うものとし、余裕期間の設定に伴う積算上の割増しは行わないものとする。

2 余裕期間を定めることにより増減した経費は、変更契約の対象としないものとする。

(余裕期間)

第5条 余裕期間は、90日を超えない範囲内で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実工期が12月を超える場合に限り、120日を超えない範囲内で、余裕期間を定めることができるものとする。

(入札等手続き)

第6条 発注者は、余裕期間設定工事により実施する入札公告等には、別紙の内容を記載するものとする。

(工事開始日)

第7条 受注者は、工事開始期限日までに鶴岡市の休日を定める条例（平成17年鶴岡市条例第2号）第1条に規定する休日を除く任意の日を工事開始日として設定し、契約締結日までに工事開始日通知書（別記様式）を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約締結後において前項で定めた工事開始日を変更することはできない。ただし、工事開始日を前倒しする場合に限り工期に係る変更契約を締結することができる。

(技術者等の配置)

第8条 余裕期間設定工事における主任技術者、監理技術者又は現場代理人の配置及び専任又は常駐が必要な期間は、工事開始日からとする。

(工事現場の取扱い)

第9条 余裕期間内における工事現場の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約担当者を除き、当該現場へ立ち入ることができない。
- (3) 受注者は、工事現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、現場事務所等の建設又は測量及び資材の搬入並びに仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(契約等手続き)

第10条 受注者が行う契約等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、余裕期間を除いた実工期とし、その他の事項欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。
- (2) 契約保証期間は、契約締結日から実工期の末日までの期間を含めること。
- (3) 鶴岡市建設工事請負契約約款第3条の規定に基づく工程表には、実工期の期間を記載すること。
- (4) コリンズの受注時登録を行う場合においては、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録すると共に、工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、余裕期間設定工事の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。